

別紙

監修者コメント

石塚 伸一（龍谷大学 犯罪学研究センター長・法学部教授）

京都府における刑法犯認知件数^{※①}は、2002（平成 14）年に 65,082 件を記録して以降、一貫して減少傾向にあり、2020（令和 2）年には 11,851 件にまで減少しました。少年の刑法犯検挙補導人員も 10 年連続で減少しています。京都府では 2004（平成 16）年に「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」^{※②}を制定し、市民を犯罪から守るための努力を積み重ねてきましたが、数字の上では安全が回復したように見えながらも、市民の安心感は数字ほどに変化しているとは言えないようです。

その原因は、自転車盗・車上ねらい・部品ねらい等の街頭犯罪や振り込め詐欺などの特殊詐欺、女性や子ども等に対する性的虐待を含む性犯罪、あるいは、さまざまな依存、DV や引きこもりなど、生活に密着した問題行動への不安が払拭されていないからです。

この度、まちづくりに関する条例と計画を改訂し、「再犯の防止」に関する施策を「まちづくり」の中に組み込みました。京都は、“つまずき”からの“立ち直り”を支援する“まちづくり”へと一歩を踏み出しました。

【※補注】

① 京都府における刑法犯認知件数

京都府 HP にて、刑法犯認知件数を含む統計資料が公開されています。

「京都府統計ナビ・犯罪統計」<http://www.pref.kyoto.jp/t-ptl/tname/h018.html>

全国との比較は警察庁作成「警察白書」、「犯罪統計」を参照のこと。ただし、これら統計における都道府県とは、検挙された者が必ずしもその居住者とは限らない点に留意が必要です。つまり、犯罪や非行を行った場所、収監された場所、もといた場所、帰宅先（出所・退院後の居住地）は異なることがあります。

② 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

悪化する社会状況と府民一体となった対応の必要性と、安心・安全なまちづくりに向けての決意として、2004（平成 16）年に制定。その定義は「基本的人権に最大限配慮しつつ、府、市町村、府民等の連携、協力の下に行う、地域社会における府民等による自主的な防犯活動の推進と防犯に配慮した環境の整備（2 条）」。

<https://www.pref.kyoto.jp/anshin/h-jyorei.html>

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」は、下記ページを参照のこと。

<http://www.pref.kyoto.jp/anshin/news/keikaku-ver2.html>